

(ゴシック体は電波監理審議会の必要的諮問事項)

○電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会第十四号)の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) (略)</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の十五に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(13) (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1) (略)</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の十五に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(13) 設備規則第四十九条の十五の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(14) (略)</p> <p>三 (略)</p>

(ゴシック体は電波監理審議会の必要的諮問事項)

○無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を改正する省令新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>第百四十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十条の四の規定による義務航空機局の聴守電波の型式はA三E又はJ三Eとし、その周波数は次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>第百四十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十条の四の規定による義務航空機局の聴守電波の型式はA三E又はJ三Eとし、その周波数は次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
区 別	周 波 数	区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	<p>一 一二・五MHz</p> <p>二 当該航空機が航行する区域の責任航空局(当該航空機の航空交通管制に関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。)が指示する周波数</p>	航行中の航空機の義務航空機局	当該航空機が航行する区域の責任航空局(当該航空機の航空交通管制に関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。)が指示する周波数
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十六条の二第二項(同法第九十六条第六項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百二条の四の規定による航空交通情報の提供に関する通信を行う航空局をいう。以下同じ。)が指示する周波数	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十六条の二第二項(同法第九十六条第六項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百二条の四の規定による航空交通情報の提供に関する通信を行う航空局をいう。以下同じ。)が指示する周波数
		長距離洋上飛行中の航空機の義務航空機局又は航空法施行規則第一百五十四条第四項の規定に基づき指定された区域の上空を飛行中の航空機の義務航空機局	一二・五MHz

4・5 (略)

4・5 (略)

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の十一（略）</p> <p><u>第四節の十二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）</u></p> <p>第四節の十三〜第十一節（略）</p> <p>第一章第一節</p> <p>第一条〜第二条（略）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信を除く。）をいう。</p> <p>二〜六（略）</p> <p>七〜十一（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節〜第四節の十一（略）</p> <p><u>第四節の十二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五）</u></p> <p><u>第四節の十二の二 デジタル空港無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の十五の二）</u></p> <p>第四節の十三〜第十一節（略）</p> <p>第一章第一節</p> <p>第一条〜第二条（略）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（第七号に規定する空港無線電話通信及び第八号に規定するデジタル空港無線通信を除く。）をいう。</p> <p>二〜六（略）</p> <p>七 <u>「空港無線電話通信」とは、専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局との間で通話のために行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。</u></p> <p>八〜十二（略）</p>

第二章第一節

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
一〜五 (略)	(略)	(略)
六 四七〇 _{MHz} を超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五 _{MHz} を超え二、六九〇 _{MHz} 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十一の項及び十五の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
七〜十四 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

第二章第一節

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
一〜五 (略)	(略)	(略)
六 四七〇 _{MHz} を超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六の二から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十五及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五 _{MHz} を超え二、六九〇 _{MHz} 以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十一の項及び十五の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
七〜十四 (略)	(略)	(略)

2・3 (略)

第四章第四節の十二

第四十九条の十五 空港無線電話通信を行う基地局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の空港無線電話通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)(空港無線電話通信を行う基地局と送信装置を共用するものに限る。)の無線設備で八八五_{MHz} を超え八八七_{MHz} 以下の周波数の電波を送信するもの又は空港無線電話通信を行う陸上移動局若しくは空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局(空港無線電話無線通信を行う基地局と送信装置を共用する

ものを除く。)の無線設備で八三〇 MHz を超え八三二 MHz 以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、単信方式であること。

ロ 音声帯域内の通信が可能であること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、周波数変調であること。

ロ 変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。

ハ 周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より(±)二・五 kHz 以内であること。

ニ 周波数偏移がハに規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること(制御信号を送信する場合を除く)。

ホ 二の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器(三 kHz から一五 kHz までの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一 kHz における減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。)を備え付けていること(制御信号を送信する場合を除く)。

$$80 - 10 \log_{10} (f / 3) \text{ デシベル}$$

f は、3 kHz から 15 kHz までの間の当該各周波数(単位 kHz)とする。

ク 隣接子やネル漏えい電力は、一、二五〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントの変調をするために必要な入力電圧より一〇デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から二二・五 kHz 離れた周波数の(±)四・二五 kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ト 制御信号は、次の条件に適合すること。ただし、総務大臣が次の条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、

第四章第四節の十二

第四十九條の十五 デジタル空港無線通信を行う基地局若しくはデジタル空港無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間のデジタル空港無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（以下「デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の無線設備（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用する無線設備に限る。）で四六〇MHzを超え四六二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル空港無線通信を行う陸上移動局若しくはデジタル空港無線通信設備の試験を行うための通信等を行う無線局（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で四一五・五MHzを超え四一七・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、

別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

(1) 符号型式は、NRZ符号であること。

(2) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の一〇〇とする。）であること。

(3) MSK方式により変調されたものであって、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の一〇〇とする。）であるものであること。

2 空港無線電話通信を行う陸上移動局の無線設備で八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、前項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 使用する電波の周波数は、空港無線電話通信を行う基地局の電波を受信することによつて、自動的に選択されること。

二 運用中は、空港無線電話通信を行う基地局の制御信号を受信できること。

第四章第四節の十二の二

第四十九條の十五の二 デジタル空港無線通信を行う基地局若しくはデジタル空港無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局若しくは基地局と陸上移動局との間のデジタル空港無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（以下「デジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」という。）の無線設備（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用する無線設備に限る。）で四六〇MHzを超え四六二MHz以下の周波数の電波を送信するもの又はデジタル空港無線通信を行う陸上移動局若しくはデジタル空港無線通信設備の試験を行うための通信等を行う無線局（デジタル空港無線通信を行う基地局と送信装置を共用するものを除く。）の無線設備で四一五・五MHzを超え四一七・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、

次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第四章第四節の二十

第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

イ 一般的条件

(1) 三 (3)

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

(1) 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調、十六値振幅位相変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

(2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであること。

(3) 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六十デシベル以上低い値であること。

ハ 携帯移動地球局の送信又は受信する電波の偏波は直線偏波又は円偏波であること。

二 (略)

第四章第八節

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送

は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第四章第四節の二十

第四十九条の二十三 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

イ 一般的条件

(1) 通信方式は、複信方式であること。

(2) 三 (4)

ロ 携帯移動地球局の送信装置の条件

(1) 変調方式は、基準位相を二ビットごとに四分のπシフト四相位相変調であること。

(2) 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒一八、〇〇〇ビット以下であること。

(3) 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六十デシベル以上低い値であること。

ハ 携帯移動地球局の送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。

二 (略)

第四章第八節

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局（無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。）、放送局、放送

中継を行う無線局、八五〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用する M C A 陸上移動通信を行う無線局及び M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一～五 (略)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注 1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の無線設備 (注 31(9)に掲げるものを除く。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

注 24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2)～(19) (略)

32～50 (略)

中継を行う無線局、八五〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用する M C A 陸上移動通信を行う無線局及び M C A 陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、八三〇 MHz を超え八八七 MHz 以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局及び空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一～五 (略)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注 1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の無線設備 (注 31(10)に掲げるものを除く。)に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

注 24～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 830MHz を超え 887MHz 以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア 空港無線電話通信を行うもの

(7) 基地局 $0.5 (10^{-6})$

(1) 陸上移動局 $2 (10^{-6})$

イ 空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局 $2 (10^{-6})$

(3)～(20) (略)

32～50 (略)

別表第二号（第6条関係）

第1～16（略）

第17から第23まで 削除

第24～第39（略）

第40 1,621.35MHz から1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、31.5kHz とする。

第41～第53（略）

別表第三号（第7条関係）

1～17（略）

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHz を超え905MHz 以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHz を超え2,690MHz 以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17（1）の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2（1）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

19～49（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～16（略）

第17 削除

第18 削除

第19 削除

第20から第22まで 削除

第23 830MHz を超え887MHz 以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局又は空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、8.5kHz とする。

第24～第39（略）

第40 1,621.35MHz から1,626.5MHz まで又は2,660MHz から2,690MHz までの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1,621.35MHz から1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する無線設備 31.5kHz

(2) 2,660MHz から2,690MHz までの周波数の電波を使用する無線設備 16kHz

第41～第53（略）

別表第三号（第7条関係）

1～17（略）

18 MCA陸上移動通信を行う無線局、MCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、空港無線電話通信を行う無線局、空港無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び簡易無線局であつて、903MHz を超え905MHz 以下の周波数の電波を使用するもの並びに1,215MHz を超え2,690MHz 以下の周波数を角度変調した電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（17（1）の規定の適用があるものを除く。）の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2（1）に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

19～49（略）

(ゴシック体は電波監理審議会の必要的諮問事項)

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>第二条 (略)</p> <p>一の一の四 (略)</p> <p>一の五から一の八まで 削除</p> <p>一の九、十 (略)</p> <p>一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの(第一号の四に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十三、三十八 (略)</p> <p>三十九 設備規則第四十九条の十五第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十 設備規則第四十九条の十五第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十一、五十七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号</p> <p>一 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>一の一の四 (略)</p> <p>一の五から一の七まで 削除</p> <p>一の八 設備規則第三条第七号に規定する空港無線電話通信を行う単一通信路の陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>一の九、十 (略)</p> <p>一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの(第一号から第一号の六まで及び第一号の八に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十三、三十八 (略)</p> <p>三十九 設備規則第四十九条の十五の二第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十 設備規則第四十九条の十五の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>四十一、五十七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第一号</p> <p>一 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p>

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
			第一節	第二節
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	(略)	(略)
	ブレインプアンス特性	低周波発振器直線検波器	(略)	(略)
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	(略)	(略)
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	(略)	(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	(略)	(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	(略)
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)	(略)	
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	(略)	(略)
	ブレインプアンス特性	低周波発振器直線検波器	(略)	(略)
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	(略)	(略)
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	(略)	(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	(略)	(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	(略)
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)	(略)	

一 装置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別	
			第一節	第二節
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	(略)
	比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	(略)
	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	(略)	(略)
	ブレインプアンス特性	低周波発振器直線検波器	(略)	(略)
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	(略)	(略)
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	(略)	(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	(略)	(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)	(略)
隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)	(略)	

搬送波を送信して いないときの電力測 定用受信機又はスベ クトル分析器	低周波発振器電力測 定用受信機又はスベ クトル分析器	(略)	(略)	○	(略)
送信速度	低周波発振器オシロ スコップ	(略)	(略)	(略)	(略)
副次的に発する電 波等の限度	電界強度測定器又は スペクトル分析器	(略)	○	(略)	○ (略)
感度	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)
通過帯域幅	標準信号発生器周波 数計レベル計	(略)	(略)	(略)	(略)
減衰量	標準信号発生器周波 数計レベル計	(略)	(略)	(略)	(略)
スプリアス・レス ポンス	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)
隣接チャネル選択 度	低周波発振器標準信 号発生器レベル計又 はオシロスコープ	(略)	(略)	(略)	(略)
感度抑圧効果	標準信号発生器レベ ル計	(略)	(略)	(略)	(略)
相互変調特性	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)
局部発振器の周波 数変動	周波数計	(略)	(略)	(略)	(略)
テイエンフアンス 特性	低周波発振器直線検 波器	(略)	(略)	(略)	(略)
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率 雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の

搬送波を送信して いないときの電力測 定用受信機又はスベ クトル分析器	低周波発振器電力測 定用受信機又はスベ クトル分析器	(略)	(略)	○	(略)
送信速度	低周波発振器オシロ スコップ	(略)	(略)	(略)	(略)
副次的に発する電 波等の限度	電界強度測定器又は スペクトル分析器	(略)	○	○	(略) (略)
感度	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)
通過帯域幅	標準信号発生器周波 数計レベル計	(略)	(略)	(略)	(略)
減衰量	標準信号発生器周波 数計レベル計	(略)	(略)	(略)	(略)
スプリアス・レス ポンス	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)
隣接チャネル選択 度	低周波発振器標準信 号発生器レベル計又 はオシロスコープ	(略)	(略)	(略)	(略)
感度抑圧効果	標準信号発生器レベ ル計	(略)	(略)	(略)	(略)
相互変調特性	標準信号発生器レベ ル計又は歪率雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)
局部発振器の周波 数変動	周波数計	(略)	(略)	(略)	(略)
テイエンフアンス 特性	低周波発振器直線検 波器	(略)	(略)	(略)	(略)
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率 雑音計	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、~~第一号の八~~、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を

無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号

行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ

ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(6)まで、第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

二・三 (略)

様式第七号

注1～注3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)

、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の七の二第一号チ、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(6)まで、第四十九条の二十三第一号イ(1)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

二・三 (略)

様式第七号

注1～注3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)

第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	<u>S</u>	第2条第1項第1号の8に掲げる無線設備	<u>Z</u>
		第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	<u>S</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変更後				変更前			
周波数割当表				周波数割当表			
第1表（略）				第1表（略）			
第2表 27.5MHz-10000MHz				第2表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
820-832 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。	820-830 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
830-831.5 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用、空港無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。	830-831.5 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用、空港無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（空港無線電話用）の無線局によるこの周波数帯の使用は、885-886.5MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年5月31日までに限る。
831.5-832 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。	831.5-832 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
885-893 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。	885-886.5 J58	移動 J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用、空港無線電話用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。 電気通信業務用（空港無線電話用）の無線局によるこの周波数帯の使用は、830-831.5MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年5月31日までに限る。
886.5-893 J58	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。	886.5-893 J58	移動 J58C J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			